事 務 連 絡 平成 23 年 7 月 5 日

関係県公営住宅担当主務課長 様

国土交通省住宅局住宅総合整備課 企画専門官 脇山 芳和

災害公営住宅整備事業に係る事務の簡素化について

災害公営住宅の整備に当たっては、公営住宅整備事業等補助要領第 18 及び別表第 1 に基づき、災害公営住宅整備計画書(以下「計画書」という。)に添付書類等を添えて、地方整備局長へ提出することとなっているところですが、今回の東日本大震災の被害の甚大さを勘案し、迅速な災害公営住宅整備を進めるため、当該計画書等の作成について、次のように取扱うことといたします。貴職におかれましては、災害公営住宅整備事業事務に係る負担軽減を図る観点から、貴管内市町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な運用を図っていただくようお願いします。

1 計画書について

計画書(別記様式I-1)の作成に当たっては、当面の整備分を全体計画戸数として計画書を作成し、その後、整備計画戸数に変更が生じた場合に、随時計画書を変更することが考えられること。

2 添付書類について

(1)「住宅災害確定報告書(別記様式 I-1-1)」

住宅滅失戸数については、「罹災者名簿(別記様式 I-1-2)」との整合を図る必要があるが、住宅損傷戸数については、既存資料等から得た概数(調査中である場合はその旨)を記入すればよいこと。

(2)「罹災者名簿(別記様式 I - 1 - 2)」

- ①罹災者名簿に類似する資料等が既にある場合は、それを罹災者名簿とみなすことができる場合があるので、事前に地方整備局に相談されたいこと。
- ②様式中「被害区分」の欄については、全壊、全流出、全焼の別を記載することとしているが、いずれか一の区分に特定できない場合は全壊として区分すること。
- ③「公営住宅入居希望の有無」の欄を設けているが、これは、計画書提出時までに罹

災者全員の意向把握を求める趣旨のものではなく、当該欄には計画書提出時に把握している分についてのみ記入すればよいこと。その上で「世帯人員」についても、公営住宅入居希望のある世帯を対象とし、かつ世帯人員が判明している分のみを記入することとして差し支えないこと。なお、その後の意向把握を円滑に行う観点から、意向が把握されている世帯については「あり」又は「なし」と記入し、把握されていない場合は空欄とするなど、把握の有無について明確にしておくことが望ましいこと。

④その他の項目についても、個々の罹災証明書等との照合が可能であれば、適宜記載 内容を省略することが考えられること。

(3)「滅失住宅位置図」

罹災者名簿 ((2)①において罹災者名簿とみなすものを含む。) 又は罹災証明書に記載された地名地番等により、滅失住宅の位置を確認できることが明らかなものについては、その全部又は一部について滅失住宅位置図への表記を省略しても差し支えないこと。

(4)「住宅罹災写真」

「住宅罹災写真」については、航空写真等により住宅の罹災状況の把握が可能である場合は、それらに替えることとして差し支えないこと。